

家庭用空調契約  
(選択約款)

**【新潟南地区】**

2019年10月1日実施

白根瓦斯株式会社

# 目 次

1	目 的 .....	1
2	選択約款の変更 .....	1
3	用語の定義 .....	1
4	適用条件 .....	1
5	契約の締結 .....	2
6	契約期間 .....	2
7	使用量の算定 .....	3
8	料 金 .....	3
9	延滞利息 .....	3
10	単位料金の調整 .....	3
11	名義の変更 .....	3
12	契約の変更または解約 .....	3
13	その他 .....	3
	付 則 .....	4
	別 表	
第1	料金および消費税等相当額の算定方法 .....	5
第2	料金表 .....	7

## 1 目的

この選択約款は、家庭用空調機器の普及を通じ供給施設の効率的利用を図り、もって合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

## 2 選択約款の変更

当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、当社は変更内容をあらかじめお客さまに通知の上、ガス料金その他の供給条件を変更後の選択約款によるものとします。

## 3 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、ガス小売供給約款における用語の定義によるほか、次のとおりといたします。

- (1) 「空調機器」とは、消費機器のうちエネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機をいいます。
- (2) 「家庭用空調機器」とは、冷凍能力 22.4 kW (6.4US.RT) 以下の空調機器のうち、ガスエンジンヒートポンプ方式の機器およびガス吸収式の機器をいいます。
- (3) 「専用住宅」とは居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- (4) 「夏期」とは、7月分（7月検針日の翌日から8月検針日まで）から9月分（9月検針日の翌日から10月検針日まで）までの3か月間をいい、「その他期」とは10月分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）から6月分（6月検針日の翌日から7月検針日まで）までの9か月間をいいます。
- (5) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (6) 「消費税率」とは、消費税等相当額の、消費税法の規定により課される消費税の課税標準に対する割合をいいます。なお、この選択約款においては10パーセントといたします。

## 4 適用条件

この選択約款は、新潟南地区において次のすべての条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 家庭用空調機器を専用住宅または併用住宅で使用すること。
- (2) 1 需要場所におけるガスメーターの能力（ガスメーターを2 個以上設置しているお

客さまについてはそのガスメーターの能力の合計とします。)が10立方メートル毎時以下であること。

## 5 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾した時に成立いたします。
- (2) 申し込みの際は、所定の申込書により当社に申し込んでいただきます。
- (3) 本契約の契約期間満了前に解約またはガス小売供給約款に定める料金への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所でこの選択約款または他の選択約款（家庭用冬期契約）の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日から1年に満たない場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約またはガス小売供給約款への変更の場合はこの限りではありません。（5（4）において同じ）
- (4) 本契約の期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。
- (5) 当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金または延滞利息を、それぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾しないことがあります。

## 6 契約期間

契約期間は、次の期間といたします。

- (1) 新たに本選択約款にもとづきガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。
- (2) 契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。
- (3) 契約期間満了に先立って解約または契約種別の変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日まで同条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

## 7 使用量の算定

ガス小売供給約款に準じます。

## 8 料金

- (1) 当社は、別表第2の料金表を適用して、料金を算定いたします。
- (2) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (3) 料金は、ガス小売供給約款に規定する支払義務発生日の翌日から起算して30日以内に支払っていただきます。

なお、支払義務発生日の翌日から起算して30日目（以下「支払期限日」といいます。）が休日の場合には、その直後の休日でない日まで支払期限日を延長いたします。

また、お客さまと当社との協議によって当社が継続して当社との他の契約の料金と一括して請求することとした場合の支払期限日は、ガス小売供給約款の定めによるものとします。

## 9 延滞利息

ガス小売供給約款に準じます。

## 10 単位料金の調整

ガス小売供給約款に準じます。

## 11 名義の変更

ガス小売供給約款に準じます。

## 12 契約の変更又は解約

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、または2(2)によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解約することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものといたします。

## 13 その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

## 付 則

### 1 実施期日

この選択約款は2019年10月1日から実施いたします。

### 2 この選択約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、2019年9月30日以前から継続して供給し、2019年10月1日から同年10月31日までに支払義務が初めて発生するものについては、この選択約款の変更前の選択約款に基づき料金を算定するものいたします。

(別表第1)

料金および消費税等相当額の算定方法

1. 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
2. 従量料金は、基準単位料金または10の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
3. 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
  - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

4. 別表第1-1から別表第1-3の定めを算式に表すと下記のとおりです。

$$\text{料金} = \text{基本料金} + \text{従量料金} \times \text{使用量}$$

5. 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします（小数点以下の端数切捨て）。

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$



(別表第 2)

料金表

1 料金表

(1) 基本料金

1 か月につき	2, 200. 00円 (消費税等相当額を含みます。)
---------	--------------------------------

(2) 基準単位料金

	夏 期	その他期
1 立方メートル につき	72. 93円 (消費税等相当額を含みます。)	93. 42円 (消費税等相当額を含みます。)

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとに 10 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

。